平成２５年（フ）第９号
愛媛県宇和島市高串３番耕地229番地１
破産者　今城　　忍
１　決定年月日　平成25年９月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２４年（フ）第３７２号
高知市神田499番地２
破産者　西森　芳成
１　決定年月日　平成25年９月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１２５号
山口県防府市大字田島1452番地の１　市住37棟652号住谷和江方、住民票上の住所山口県防府市大字田島1461番地の３　市住33棟588号
破産者　住谷美智子
１　決定年月日　平成25年９月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第１２号
山形県東置賜郡川西町大字上小松1121番地５
破産者　横川　和也
１　破産債権の届出期間　平成25年10月７日まで
２　一般調査期日　平成25年11月７日午前10時５分
平成25年９月９日　山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第１３８９号
大阪市中央区大手通２丁目１番３号　都住創大手通401号室、開始決定時の住所大阪市北区天神橋１丁目３番２―704号
破産者　アプリコット・モモこと　櫻井　博志
１　破産債権の届出期間　平成25年10月７日まで
２　一般調査期日　平成25年11月11日午後３時30分
平成25年９月９日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１８２４号
大阪府三島郡島本町山崎１丁目２番７号
破産者　山口　利之
１　破産債権の届出期間　平成25年10月７日まで
２　一般調査期日　平成25年11月14日午後３時
平成25年９月９日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６１号
長野県下高井郡野沢温泉村大字豊郷9501番イ号地
破産者　有限会社ティオエムアイ
１　破産債権の届出期間　平成25年10月９日まで
２　一般調査期日　平成26年１月20日午前10時
平成25年９月９日
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２３９５号
横浜市港南区港南台３丁目22番11号　荒洋ビル303、申立時の住所横浜市港南区笹下６丁目38番31号
破産者　岩本　素子
１　破産債権の届出期間　平成25年10月11日まで
２　一般調査期日　平成25年12月10日午前11時
平成25年９月10日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９９３号
大阪府枚方市長尾荒阪２丁目3208番地の14、開始決定時の住所和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字朝日２丁目155番地
破産者　大桑　啓文
１　破産債権の届出期間　平成25年10月15日まで
２　一般調査期日　平成25年11月19日午前11時
平成25年９月９日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９９４号
大阪府枚方市長尾荒阪２丁目3208番地の14、開始決定時の住所和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字朝日２丁目155番地
破産者　大桑　年子
１　破産債権の届出期間　平成25年10月15日まで
２　一般調査期日　平成25年11月19日午前11時
平成25年９月９日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６４８９号
大阪府守口市佐太西町１丁目４番５―102号、開始決定時の住所大阪府守口市東郷通３丁目11番25―1208号
破産者　吉田　春雄
１　破産債権の届出期間　平成25年10月18日まで
２　一般調査期日　平成25年12月５日午後３時
平成25年９月10日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８号
和歌山県御坊市湯川町富安1611番地
破産者　丸一商店こと　玉井　秀幸
１　破産債権の届出期間　平成25年10月21日まで
２　一般調査期日　平成25年11月11日午後１時
平成25年９月９日
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２４年（フ）第２６１号
京都市北区上賀茂朝露ケ原町30番地19　306
破産者　吉弥太郎こと　吉弥　太郎
１　破産債権の届出期間　平成25年10月25日まで
２　一般調査期日　平成25年12月12日午後２時
平成25年９月10日
京都地方裁判所第５民事部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第１３０号
山口市吉田2438番地
破産者　野村　幸治
異議申述期間　平成25年10月９日まで
平成25年９月９日
山口地方裁判所民事部破産係

免責審尋期日

平成２５年（フ）第７４１号
東京都杉並区浜田山４丁目10―19
破産者　石川　明美
審尋期日　平成25年12月11日午後２時
平成25年９月６日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７４２号
東京都杉並区浜田山４丁目10―19
破産者　石川　彌生
審尋期日　平成25年12月11日午後２時
平成25年９月６日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算終結

平成２５年（ヒ）第１００１号
千葉県南房総市白浜町白浜232番地
清算株式会社　株式会社高尾
１　決定年月日　平成25年９月９日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
千葉地方裁判所民事第４部

平成２５年（ヒ）第２０１０号
東京都世田谷区駒沢３丁目15番１号
清算株式会社　株式会社ベーシックエンジニアリング
１　決定年月日　平成25年９月９日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

再生手続開始

平成２５年（再）第１号
茨城県鉾田市鳥栖2036番地口
再生債務者　有限会社中村工務店
１　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年10月18日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成25年11月15日から平成25年11月22日まで
水戸地方裁判所民事部

平成２５年（再）第５０号
川崎市川崎区大師駅前１丁目８番２号
再生債務者　株式会社松慶
１　決定年月日時　平成25年９月５日午後３時45分
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年10月２日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成25年11月６日から平成25年11月13日まで
東京地方裁判所民事第20部